

古川農業協同組合一般事業主行動計画

職員が仕事と生活の調和を図り両立させることができ、働く意欲を引き出せるような雇用環境の整備を行うと共に、男性職員もこれまで以上に子育てへ関わることを支援するため、次のように行動計画を策定する。

(1) 計画期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日

(2) 内 容

目標1 年次有給休暇の取得日数を、年間一人あたり平均10日以上とする。

(令和2年度の有給休暇取得実績一人あたり平均5.8日)

<対 策>

- ・年次有給休暇の取得状況を把握し、文書等により取得を促進・啓発する。
- ・年次有給休暇を取得しやすい職場環境の整備に努める。

目標2 職員全員の所定外労働時間を年間240時間未満とする。

<対 策>

- ・毎週水曜日をノー残業デーとし、全部署に確実な取り組みを徹底させる。
- ・各部署毎に業務の問題点を検討させ、効率化に努める。
- ・文書等により所定外時間労働に対する職員の意識改革を行う。
- ・勤怠管理システムの導入により、労働時間管理を徹底させる。

目標3 育児休業規程に基づき、生後3歳に満たない子を養育する就業時間短縮制度を活用させ、男性職員1人以上にも当該制度を活用させる。

<対 策>

- ・アンケート等を実施し、制度活用を希望する職員のニーズを把握する。
- ・男性職員も育児にかかる労働時間短縮制度を活用できることを組合内部に周知し啓発する。